

令和6年第16回 福岡市早良区選挙管理委員会

令和6年11月20日（水） 午前10時～

早良区役所 中会議室

議 題

- 1 議 案
 - 議案第57号 選挙人名簿から抹消する者について . . . P. 1
 - 議案第58号 選挙人名簿の登録を行う日について . . . P. 3
- 2 そ の 他
 - 衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査の結果について . . . P. 4
 - 今後の委員会開催予定について

議案第57号

選挙人名簿から抹消する者について

選挙人名簿から次の者を抹消する。

令和6年11月20日

福岡市早良区選挙管理委員会
委員長 伊佐 宇為彦

- | | | |
|---|-----------|------------|
| 1 | 抹消する者の数 | 82人 |
| | 内訳 | |
| | 死亡者 | 33人 |
| | 市外転出者 | 49人 |
| 2 | 抹消する者の氏名等 | 別冊のとおり |
| 3 | 抹消年月日 | 令和6年11月20日 |

(議案の根拠)

- ・公職選挙法第28条の規定による。

(登録の抹消)

公職選挙法第28条 市町村の選挙管理委員会は、当該市町村の選挙人名簿に登録されている者について次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、これらの者を直ちに選挙人名簿から抹消しなければならない。この場合において、第4号に該当するに至ったときは、その旨を告示しなければならない。

- (1) 死亡したこと又は日本の国籍を失ったことを知ったとき。
- (2) 前条第1項又は第2項の表示をされた者が当該市町村の区域内に住所を有しなくなった日後4箇月を経過するに至ったとき。
- (3) 第30条の6第2項の規定による第30条の2第3項に規定する在外選挙人名簿への登録の移転をすることとするとき。
- (4) 登録の際に登録されるべきでなかつたことを知ったとき。

(参考)

1 死亡者

令和6年10月27日から令和6年10月31日までに、区長から通知を受けた死亡者

2 転出者

令和6年6月27日から令和6年6月30日までに、市外へ転出した者

3 抹消の内訳

(単位：人)

区分	男	女	計
死亡	14	19	33
転出	28	21	49
合計	42	40	82

議案第58号

選挙人名簿の登録を行う日について

令和6年12月1日現在において選挙人名簿に登録される資格を有する者の選挙人名簿の登録を行う日を次のように定め、告示する。

令和6年11月20日

福岡市早良区選挙管理委員会
委員長 伊佐 宇為彦

登録を行う日

令和6年12月2日

(議案の根拠)

・公職選挙法第22条第1項の規定による。

(登録)

公職選挙法第22条第1項 市町村の選挙管理委員会は、政令で定めるところにより、登録月の1日現在により、当該市町村の選挙人名簿に登録される資格を有する者を同日(同日が地方自治法第4条の2第1項の規定に基づき条例で定められた地方公共団体の休日(以下この項及び第270条第1項において「地方公共団体の休日」という。))に当たる場合(当該市町村の区域の全部又は一部を含む区域において選挙が行われる場合において、登録月の1日が当該選挙の期日の公示又は告示の日から当該選挙の期日の前日までの間にあるときを除く。)には、登録月の1日又は同日の直後の地方公共団体の休日以外の日。以下この項において「通常の登録日」という。)に選挙人名簿に登録しなければならない。ただし、市町村の選挙管理委員会は、天災その他特別の事情がある場合には、政令で定めるところにより、登録の日を通常の登録日後に変更することができる。

(参考)

選挙人名簿の定時登録に際して登録月の1日が地方公共団体の休日である場合に、登録日を直後の休日以外の日に定める場合に提出する。ただし、登録月の1日が選挙期日の公示又は告示日から選挙期日の前日までの間にあるときは、1日が休日の場合であっても、1日に登録を行わなければならない(その際の年齢基準日は選挙期日現在となる。)

そ の 他

- ・衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査の結果について 別紙1のとおり
- ・今後の委員会開催予定について

第17回	定例	12月2日(月)	午前10時	早良区役所 中会議室
(令和7年) 第1回	定例	1月20日(月)	午前10時	
第2回	定例	2月20日(木)	午前10時	

※県知事選挙の臨時会の日程が現在未定のため、令和7年第2回までをお知らせいたします。